

## 指定給水装置工事事業者の更新

### 指定給水装置工事事業者の更新申請

提出書類	法人による申請	個人による申請
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式1）	1部	1部
誓約書（様式2）	1部	1部
機械器具調書（写真不要）	1部	1部
定款の謄本	1部	—
登記事項証明書（コピー不可）	1部	—
住民票の写し（コピー不可、個人番号が記載されていないもの）	—	1部
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式6） （登録情報に変更があれば）	（1部）	（1部）
給水装置工事主任技術者免状の写し（コピー）	1部	1部
指定更新時確認事項（4項目のアンケート）	1部	1部

#### ◎申請書について

- 会社の電話番号、FAX、アドレスも申請書に記入してください。
- 主任技術者の緊急時の連絡先（携帯電話番号）を選任届出書に記入してください。  
※局の台帳へ登録します。
- 主任技術者の登録状況を窓口でご確認ください。

◎定款の謄本：定款末尾に「原本の写しに相違ない」証明が必要です。

◎指定の更新に際し、後日事業者証をお渡ししますが、事業者証の受取り時には以下のものが必要となります。

- 指定更新手数料 7,000 円（納付書発行を発行しますので、納付してください。）
- 事業者証

#### ◎個人申請の場合

- 今後、屋号のみを変更した場合でも変更申請が必要になります。

◎日付について：日付は未記入でお持ちください。内容に不備がなければ、提出時に確認のうえご記入ください。